

**令和8年度
窓口収納事務の手引
【本編】**

**呉市会計課
(令和8年3月)**

目 次

I 共通事項	1
1 領収済通知書送付票		
2 OCR帳票		
3 納付・領収に関する注意点		
4 延滞金		
5 年税額等を一度に収納する場合		
6 口座振替依頼書		
7 口座振替が可能な市税等		
II 市税（市民税，固定資産税，軽自動車税など）	5
III 保険料	6
1 国民健康保険料		
2 後期高齢者医療保険料		
3 介護保険料		
IV 使用料等	10
1 市営住宅使用料（家賃，駐車場）・住宅資金貸付償還金		
2 地域下水道使用料		
3 有線放送施設使用料（豊浜）		
V 子育て・学校	12
1 保育料・副食費		
2 放課後児童会分担金		
3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金		
4 呉高等学校入学金		
【別表1】令和8年度 口座振替日一覧表	14
【別表2】お問合せ先一覧表	16

I 共通事項

1 領収済通知書送付票【担当：会計課 ☎0823-25-3123】

窓口収納分と口座振替分は、別葉で作成してください。誤記入の場合、取扱責任者印で訂正してください。呉市に届いてから誤りが見つかった場合は、差し替えをお願いします。

【例】令和8年4月1日収納分

- ① 窓口収納分 納付書 5 枚, 金額 30,000 円
 - ② 口座振替分 納付書 1 枚, 金額 500,000 円 (振替件数 100 件)
- をまとめて、呉市指定金融機関 (広島銀行呉支店) へ送付する場合

①

領収済通知書送付票		1 0
令和8年4月1日		
<input checked="" type="checkbox"/> 窓口収納	○「窓口収納」・「口座振替」のいずれかに☑を入れ、枚数・金額を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 口座振替	○「窓口収納」と「口座振替」は、別々に作成し、送付してください。	
枚数	金額	円
5	30,000	
店名		

②

領収済通知書送付票		1 0
令和8年4月1日		
<input type="checkbox"/> 窓口収納	○「窓口収納」・「口座振替」のいずれかに☑を入れ、枚数・金額を記入してください。	
<input checked="" type="checkbox"/> 口座振替	○「窓口収納」と「口座振替」は、別々に作成し、送付してください。	
枚数	金額	円
1	500,000	
店名		

【記入要領】

納付書の枚数を記入してください (口座振替件数は記入しないでください。)

1部 (2枚複写) 作成し、1枚は領収済通知書に添付し、もう1枚は取扱店の控えとしてください。

収納日又は取りまとめ日を記入してください。

取扱支店ごとに作成し、複数になる場合は、必ず枝番を記入してください。

責任者、扱者の押印をお願いします。

領収済通知書送付票		1 0
年 月 日		
<input type="checkbox"/> 窓口収納	○「窓口収納」・「口座振替」のいずれかに☑を入れ、枚数・金額を記入してください。	
<input type="checkbox"/> 口座振替	○「窓口収納」と「口座振替」は、別々に作成し、送付してください。	
枚数	金額	円
店名		
店名コード		
枝番		
呉市指定金融機関		責任者 扱者
広島銀行 御中		年 月 日
呉市会計管理者様		広島銀行
R3.4(2×100×500)		

※領収済通知書送付票は、会計課でお渡しします。

2 OCR帳票

令和5年度から、市・県民税（特別徴収）を除く市税の帳票には、地方税統一QRコードが印字されています。保険料等その他の帳票については、変更ありません（帳票様式については、「納付書編」を参照してください。）。

3 納付・領収に関する注意点

(1) 金額の訂正

金額を訂正した納入通知書は、確認のうえ収納することとなりますので、必ず担当課（16頁）へ照会してください。照会の結果、訂正している納付書で収納するときは、訂正箇所に貴店の押切印（訂正印）を押し、ふせん紙等で照会済みである旨を記入の上、送付してください。

(2) 領収印の押印

支店名と領収日付が確認できるよう、鮮明に押印してください。また、「納入通知書兼領収証書」、「納付書（納入書）」及び「領収済通知書」を同じ印、同じ日付でお願いします。

(3) 「期別」と「納期限」の確認

OCR帳票は、全て単票形式（1枚単位）になっています。誤った期別で収納した場合、正しい期別への振替や充当はできませんので、収納の際は、「期別」と「納期限」の確認を徹底してください。

(4) 「納付書（納入書）」の保管等

「納付書（納入書）」は、金融機関保管です（5年保存）。

「領収証書」は、お客様（納付義務者）へお渡しください。「領収済通知書」のみ送付票を添え、呉市指定金融機関（広島銀行呉支店）へ送付してください。帳票を取りまとめる場合は、ステープラー等穴の開くものは使用しないでください。

(5) その他

納入通知書の各期分の金額欄に「*****」と印字されているものは、収納しないでください。

4 延滞金

納付書の延滞金欄に記入がなければ、納期限を過ぎていても納付額のみ収納してください。必要な場合は、後で担当課から納付義務者に通知します。

5 年税額等を一度に収納する場合

区分	納付期間	期間経過後の 全納納付書
国民健康保険料	7月1日～7月31日	収納可

固定資産税・都市計画税，市県民税・森林環境税（普通徴収）の全納納付書は，令和8年度から廃止となります。年税額を一度に収納する場合には，「期別」の納付書を利用してください。

6 口座振替依頼書【担当：会計課 ☎0823-25-3123】

最大11種類の口座振替の申込み（変更・解約）ができます。

令和6年作成分（1枚目が水色）から、口座振替依頼書の3枚目（呉市送付用）及び4枚目（納付義務者保管用）の口座名義人承諾印兼お届け印の押印が不要となりました。ただし、旧様式を使用し、押印しているものでも有効です。

1枚目：ご案内

2枚目：金融機関保管用

3枚目：呉市（会計課）送付用

受付日から10営業日以内に送付してください。

4枚目：納付義務者保管用

※口座振替依頼書は、会計課でお渡しします。

7 口座振替が可能な市税等

区分	振替時期（※1）	期別
固定資産税・都市計画税	各期末（月末） （全期は第1期末） （12月は25日）	4期 （5月、7月、12月、2月）
軽自動車税	5月末	1期のみ
市県民税・森林環境税（普通徴収）	各期末（月末） （全期は第1期末）	4期 （6月、8月、10月、1月）
国民健康保険料	7月～3月の各月末 （12月は25日）	9期
後期高齢者医療保険料		（7月、8月、9月、10月、 11月、12月、1月、2月、 3月）
介護保険料		
市営住宅使用料（家賃、駐車場） 住宅資金貸付償還金	毎月月末	12か月
地域下水道使用料	毎月月末（12月は28日） （全期は4月末）	12か月
保育料・副食費	毎月27日	12か月
放課後児童会分担金	毎月月末（12月は28日） （※2）	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金	毎月25日	
呉高等学校授業料等	毎月月末（12月は28日） （※2）	

（※1）振替日が金融機関の休日に当たる場合は、その翌営業日が振替日となります。

（※2）振替日が金融機関の休日に当たる場合は、その前営業日が振替日となります。

Ⅱ 市税（市民税，固定資産税，軽自動車税など）

1 担当：収納課

- (1) 市税の口座振替，納付書の再発行，督促状の発送：税制G ☎0823-25-3204
- (2) 滞納管理，市税及び延滞金の収納：納税G ☎0823-25-3201

2 口座振替による収納

(1) 開始時期

申込日の翌月25日以降に到来する納期のものからです。

「本人保管用」が，振替開始の通知の代わりとなります。

なお，既に納付済みのものは，振替を行いません。

(2) 対象税目

①市県民税・森林環境税（普通徴収）

特別徴収（給与及び年金）及び法人市民税は，振替納付の対象外です。

②固定資産税・都市計画税

個人名義に加えて，共有分（外1人など）や相続人代表分など，複数名義を同時に申し込む場合は，納税通知書に記載されている8桁の整理番号を申込用紙に全て記入するか，同通知書（納税義務者）ごとに依頼書の提出を受けてください。

③軽自動車税

納税義務者本人が所有等する全ての車両分を振り替えます。

車両ごとの申込みはできません。

(3) 振替方法

全期と各期があります。なお，全期振替の申込みをされていても，次の場合は，当年度は各期で，翌年度から全期で振り替えます。

- ①全期振替で振替不能となった場合
- ②第1期の納期を過ぎて，全期振替の申込みをした場合
- ③年度途中で新たに課税された場合

(4) 市税の口座振替不能通知書の発送廃止

平成29年度から，市税の口座振替不能通知書（淡緑色の圧着ハガキ）の発送は廃止しています。振替不能について問合せ等がありましたら，担当まで御連絡ください。後日，納付書を郵送します。

Ⅲ－１ 国民健康保険料

1 担当：保険年金課 国保保険料G ☎0823-25-3153

2 納期（普通徴収）

普通徴収の納期は、7月から翌年3月までの年9回です。

※随時分（過年度分）は、4月から翌年3月までの納期があります。

3 口座振替による収納

(1) 口座振替の手続（口座振替依頼書）

口座振替依頼書の納付義務者欄は、世帯主となります。

※口座振替依頼書を記入する際、国民健康保険料は、口座振替依頼書の④へ、後期高齢者医療保険料は⑪へ記入します（④と⑪の納付義務者が同一人の場合は、1枚に両方の記入も可）。

※納付義務者欄は、世帯主（納入通知書の宛名人）を記入してください。

(2) 振替方法（口座の全期一括振替はありません。）

7月から翌年3月まで年9回、各納期の末日（12月は25日）に振り替えます。振替不能分についての再振替は行いません。また、口座振替不能通知書は発送しませんので、振替不能について問合せ等がありましたら、担当まで御連絡ください。

(3) 振替済通知書の送付について

令和7年度から「振替済通知書」（「納付済額のお知らせ」の圧着ハガキに併記）の送付を廃止しています。振替済通知書について問合せ等がありましたら、担当まで御連絡ください。

4 年金からの特別徴収

特別徴収（年金からの支払）は、次の全ての条件を満たす人が対象となります。

- ①世帯主が国民健康保険に加入しており、被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。
- ②年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③介護保険料が特別徴収されていること。
- ④国民健康保険料と介護保険料の合算額が、対象となる公的年金受給額の1/2を超えないこと。
- ⑤当該年度中に世帯主が75歳に到達しないこと。

国民健康保険料の納付方法は、特別徴収が原則ですが、納付義務者の申出に

より、特別徴収から口座振替へのみ変更できます（ただし、未納がある場合は除きます。）。

Ⅲ－２ 後期高齢者医療保険料

1 担当：保険年金課 高齢者医療G ☎0823-25-3156

2 納期（普通徴収）

普通徴収の納期は、7月から翌年3月までの年9回です。

※随時分（過年度分）は、4月から翌年3月までの納期があります。

3 口座振替による収納

(1) 口座振替の手続（口座振替依頼書）

口座振替依頼書の納付義務者欄は、被保険者となります。資格確認書等で被保険者（納付義務者）を確認してください。

後期高齢者医療保険料は⑪へ記入します。※令和4年4月1日以降、被保険者番号の記入は不要です。

(2) 振替方法

7月から翌年3月までの年9回、各納期の末日（12月は25日）に振り替えます。振替不能分についての再振替は行いません。

(3) 振替済通知書の送付

令和7年度から「振替済通知書」（「納付済額のお知らせ」の圧着ハガキに併記）の送付を廃止しています。振替済通知書について問合せ等がありましたら、担当まで御連絡ください。

4 年金からの特別徴収

特別徴収（年金からの支払）は、次の全ての条件を満たす人が対象となります。

- ①年額18万円以上の年金を受給していること。
- ②介護保険料が特別徴収されていること。
- ③後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象となる公的年金受給額の1/2を超えないこと。

後期高齢者医療保険料の納付方法は、特別徴収が原則ですが、被保険者の申出により、特別徴収から口座振替へのみ変更できます（ただし、未納がある場合は除きます。）。

Ⅲ－3 介護保険料

1 担当：介護保険課 介護保険料G ☎0823-25-3176

2 納期

納期は、7月から翌年3月までの年9回です。

※随時分（過年度分）は、4月から翌年3月までの納期があります。

3 口座振替による収納

(1) 開始時期

月末までに介護保険課で受付した口座振替依頼書（呉市役所会計課送付用）について、その翌月末納期限分から振り替えます。

(2) 振替方法

7月から翌年3月までの末日（12月は25日）で、年9回です。

振替不能分についての再振替は行いません。

(3) 振替済通知書の送付

令和7年度から「振替済通知書」（「納付済額のお知らせ」の圧着ハガキに併記）の送付を廃止しています。振替済通知書について問合せ等がありましたら、担当まで御連絡ください。

IV-1 市営住宅使用料（家賃，駐車場）・住宅資金貸付償還金

1 担当：住宅政策課 管理G ☎0823-25-3393

市営住宅使用料（家賃，駐車場）の収納事務に関しては，指定管理者にお問合せください。

【お問合せ先】

呉市営住宅等指定管理者

(株)くれせん 指定管理者事業部 ☎0823-21-5616

2 納期

納期は，4月から翌年3月までの各月末日（土日祝日の場合は翌営業日），年12回です。

3 口座振替による収納

振替日は，納期と同日です。振替日が金融機関の休日に当たる場合は，その翌営業日が振替日となります。

振替不能分についての再振替は行いません。

IV-2 地域下水道使用料

1 担当：環境施設課 管理G ☎0823-74-9107

※上下水道の使用開始・廃止の届出（上下水道局）とは別に、地域下水道の使用開始・廃止の届出（環境施設課）が必要です。

※対象は、音戸町波多見2丁目内（1番を除く。）で、浄化槽を設置していない世帯です。集合住宅であっても、原則、各世帯で使用料を納付していただきます。

2 納期

4月から翌年3月までの年12回です。

3 収納方法

(1) 口座振替（月払いと年払いがあります。）

振替日は、月払いの場合は毎月末日（12月は29日）です。

年払いの場合は、4月末日です。

振替不能分についての再振替は行いません。

①口座振替済通知書は送付していません。引落口座の記帳をもって口座振替済通知とします。

②専用の口座振替依頼書が、音戸市民センター及び環境施設課にあります。呉市口座振替依頼書（統合様式）では申込みできません。

(2) 納付書（月払いと年払いがあります。）

納期限は、口座振替日と同じ日になります。

IV-3 有線放送施設使用料（豊浜）

有線放送施設は令和5年4月1日をもって廃止のため、新たな使用料は発生しません。

ただし、滞納分についての納付が発生する場合があります。過去の納付書でも使用できますので、そのまま収納してください。

V-1 保育料・副食費

1 担当：こども施設課 保育認定G ☎0823-25-3144

2 納期

4月から翌年3月までの年12回です。

3 口座振替による収納

毎月27日に振り替えます。

振替不能分についての再振替は行いません。

V-2 放課後児童会分担金

1 担当：こども支援課 企画G ☎0823-25-3254

2 納期

4月から翌年3月までの年12回です。

3 収納方法

(1) 口座振替（月払い）

毎月末日（12月は28日）に振り替えます。

振替不能分についての再振替は行いません。

※口座振替済通知書は送付していません。引落口座の記帳をもって口座振替済通知とします。

(2) 納付書（月払い）

納期限は、口座振替日と同じ日になります。

※納付書に記載した「納期限」を過ぎていても納付額を収納してください。

V-3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金

1 担当：こども支援課 支援G ☎0823-25-3297

2 納期

4月から翌年3月までの年12回と、半年又は年1回があります。

3 口座振替による収納

毎月25日に振り替えます。

専用の口座振替依頼書は、こども支援課にあります。

※口座振替済通知書は、送付していません。引落口座の記帳をもって口座振替済通知とします。

振替不能分についての再振替は行いません。

V-4 呉高等学校入学金

1 担当：呉高等学校 ☎0823-72-5577

2 収納方法

納付書のみ（入学金は、口座振替による支払ができません。）

※収納する際は、「納入通知書兼領収証書」及び「受付証明書」を納付者へお渡してください。

【別表1】 令和8年度 口座振替日一覽表

月	日	区分		月	日	区分		
4月	27日	母子等福祉資金貸付償還金		7月	27日	母子等福祉資金貸付償還金		
		保育料・副食費	4月分			保育料・副食費	7月分	
	30日	市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	4月分		31日	固定資産税・都市計画税	第2期	
		住宅資金貸付償還金	4月分			国民健康保険料	第1期	
		地域下水道使用料	全期・4月分			後期高齢者医療保険料	第1期	
		放課後児童会分担金	4月分			介護保険料	第1期	
		呉高等学校授業料	4月分			市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	7月分	
5月	25日	母子等福祉資金貸付償還金		住宅資金貸付償還金	7月分			
	27日	保育料・副食費	5月分	地域下水道使用料	7月分			
	29日	放課後児童会分担金	5月分	放課後児童会分担金	7月分			
		呉高等学校授業料	5月分	呉高等学校授業料	7月分			
6月	1日	固定資産税・都市計画税	全期・第1期	8月	25日	母子等福祉資金貸付償還金		
		軽自動車税			27日	保育料・副食費	8月分	
		市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	5月分		31日	市県民税・森林環境税(普通徴収)	第2期	
		住宅資金貸付償還金	5月分			国民健康保険料	第2期	
		地域下水道使用料	5月分			後期高齢者医療保険料	第2期	
	25日	母子等福祉資金貸付償還金				介護保険料	第2期	
	29日	保育料・副食費	6月分			市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	8月分	
	30日	市県民税・森林環境税(普通徴収)	全期・第1期		住宅資金貸付償還金	8月分		
		市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	6月分		地域下水道使用料	8月分		
		住宅資金貸付償還金	6月分		放課後児童会分担金	8月分		
		地域下水道使用料	6月分		呉高等学校授業料	8月分		
		放課後児童会分担金	6月分		9月	25日	母子等福祉資金貸付償還金	
		呉高等学校授業料	6月分			28日	保育料・副食費	9月分
		9月	30日			国民健康保険料	第3期	30日
後期高齢者医療保険料	第3期			後期高齢者医療保険料		第3期		
介護保険料	第3期			介護保険料		第3期		
市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	9月分			市営住宅使用料(家賃, 駐車場)		9月分		
住宅資金貸付償還金	9月分			住宅資金貸付償還金		9月分		
地域下水道使用料	9月分			地域下水道使用料	9月分			
放課後児童会分担金	9月分	放課後児童会分担金	9月分					
呉高等学校授業料	9月分	呉高等学校授業料	9月分					

月	日	区分	月	日	区分	
10月	26日	母子等福祉資金貸付償還金	1月	4日	市営住宅使用料(家賃, 駐車場) 12月分	
	27日	副食費 10月分			住宅資金貸付償還金 12月分	
	30日	放課後児童会分担金 10月分		25日	母子等福祉資金貸付償還金	
		呉高等学校授業料 10月分		27日	副食費 1月分	
11月	2日	国民健康保険料 第4期	2月	1日	放課後児童会分担金 1月分	
		後期高齢者医療保険料 第4期			呉高等学校授業料 1月分	
		介護保険料 第4期			市県民税・森林環境税(普通徴収) 第4期	
		市県民税・森林環境税(普通徴収) 第3期			国民健康保険料 第7期	
		市営住宅使用料(家賃, 駐車場) 10月分			後期高齢者医療保険料 第7期	
		住宅資金貸付償還金 10月分			介護保険料 第7期	
		地域下水道使用料 10月分			市営住宅使用料(家賃, 駐車場) 1月分	
	25日	母子等福祉資金貸付償還金	25日	母子等福祉資金貸付償還金 1月分		
	27日	副食費 11月分	30日	26日	放課後児童会分担金 2月分	
	30日	国民健康保険料 第5期		呉高等学校授業料 2月分		
		後期高齢者医療保険料 第5期		固定資産税・都市計画税 第4期		
		介護保険料 第5期		国民健康保険料 第8期		
		市営住宅使用料(家賃, 駐車場) 11月分		後期高齢者医療保険料 第8期		
		住宅資金貸付償還金 11月分		介護保険料 第8期		
地域下水道使用料 11月分		市営住宅使用料(家賃, 駐車場) 2月分				
放課後児童会分担金 11月分		住宅資金貸付償還金 2月分				
呉高等学校授業料 11月分	地域下水道使用料 2月分					
12月	25日	固定資産税・都市計画税 第3期	3月	25日	副食費 2月分	
		国民健康保険料 第6期			母子等福祉資金貸付償還金	
		後期高齢者医療保険料 第6期			29日	副食費 3月分
		介護保険料 第6期			31日	国民健康保険料 第9期
		母子等福祉資金貸付償還金				後期高齢者医療保険料 第9期
		28日				副食費 12月分
	地域下水道使用料 12月分		市営住宅使用料(家賃, 駐車場) 3月分			
	放課後児童会分担金 12月分		住宅資金貸付償還金 3月分			
	呉高等学校授業料 12月分		地域下水道使用料 3月分			
						放課後児童会分担金 3月分
					呉高等学校授業料 3月分	

【別表2】 お問合せ先一覧表

【市外局番：0823】

区分	担当課		電話番号
I 共通事項	会計課		25-3123
II 市税	収納課	税制G	25-3204
		納税G	25-3201
	市民税課	諸税G	25-3198
		個人市民税G	25-3194
固定資産税・都市計画税	資産税課	償却資産G	25-3214
III-1 国民健康保険料	保険年金課	国保保険料G	25-3153
III-2 後期高齢者医療保険料		高齢者医療G	25-3156
III-3 介護保険料	介護保険課	介護保険料G	25-3176
IV-1 市営住宅使用料(家賃, 駐車場)	住宅政策課	管理G	25-3393
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>【収納事務に関するお問合せ先】 呉市営住宅指定管理者 (株)くれせん 指定管理者事業部 ☎21-5616</p> </div>			
IV-1 住宅資金貸付償還金	住宅政策課	管理G	25-3393
IV-2 地域下水道使用料	環境施設課	管理G	74-9107
IV-3 有線放送施設使用料 (令和4年度末で終了)	豊浜市民センター	有線放送担当	68-2211
V-1 保育料・副食費	こども施設課	保育認定G	25-3144
V-2 放課後児童会分担金	こども支援課	企画G	25-3254
V-3 母子・父子・寡婦福祉資金貸付償還金		支援G	25-3297
V-4 呉高等学校入学金	呉高等学校		72-5577